

(第十九部)

第二回 参議院議院運営委員会會議録第三十七号

(二一八)

昭和二十三年五月二十四日(月曜日)午前
十時二十三分開会

本日の会議に付した事件

○政治資金規正法案(衆議院提出)

(右法案に対し証言あり)

○委員長(木内四郎君) これより委員
会を開会いたします。

本日は政治資金規正法案につきま
して御意見を承りましたために、証人ど
ういたしまして、浅尾新南君外五名の方々
に御出席をお願いいたしましたわけでござ
います。皆様方におかれましては、
御多用中にも拘わりませずお繰合せ御
出席下さいましたことを、厚くお礼申
上げたいと思います。本委員会とい
ましては、現在衆議院を通過して参
りました政治資金規正法案につきまし
て審議をいたしておるのであります。
が、その審議の方法といたしまして、
藤井委員を委員長といたしまして小委
員会を設けまして、小委員会において
慎重審議をしておるのであります。ま
が、この際皆様方の御意見を十分拜聴
いたしまして、委員会の審議の参考に
いたしたいという趣旨を以て、本日御
出席をお願いいたしましたような次第で
ございます。何とぞ皆様方の自由な御意
見の御開陳をお願いいたしたいと存じ
ます。尚時間的關係上、成るべくお一
人二十分以内で御意見をお述べ願いた
いと存じます。又各証人に対する質疑
は、原則としてすべての証人の証言が
終りました後に行うことにいたしたい
と思ひます。

それでは順次御指名を申上げたいと
存じます。議院における証人の宣誓
及び証言に関する法律第三條並びに参
議院規則百八十五條の規定があります
關係上、宣誓書を皆様方の御手許に配付
いたさせますから、宣誓御署名の上に
御発言をお願いいたしたいと思ひま
す。先ず浅尾新南君にお願ひいたし
たいと思ひます。

〔証人浅尾新南君は次のように宣
誓を行なつた〕
良心に従つて、眞實を述べ、何事
もかくさず、又、何事もつけ加えな
いことを誓ひます。

○証人(浅尾新南君) この政治資金規
正法案に関する問題につきましては、
恐らくこれはもう皆さんなども考
えになつておる通り、不正な資金が入
つて来て、それが政治の混乱を來して
はいけない、この目的についてはど
なとも異議がないところと考えておりま
す。ところで、これにつきまして最も
問題になるのは、余り細かい規定を設
け過ぎて政治の活動を阻害しやしない
かどうかという点にあると思ひます。
そこで一應この法案を讀んで見ました
が、私にちよつと分らない点がありま
すが、その分らない点は御質問して差
支えございませんか。自分の意見だけ
を述べるのですか。法案に分らない点
があるのですか。……

○委員長(木内四郎君) 御意見だけを
伺うことにしております。

○証人(浅尾新南君) ああそうです
か。そういたしますと、この第三條の
最後のところですが、若しくはこれに
反対する目的を有するものをいう。と、
この点がちよつとはつきりしない
のですが、若しこの協会或いは團體が
本来の目的を、こういうことをする目
的を持つておるものか、或いはそうい
う資金を出す場合には直ぐにその目的
を有するものであると解釈するのであ
るかどうか、この点についてちよつと
はつきりいたしません。若し本来の
目的を持つてないものが資金を出す場
合にもこの法律の適用があるのだとい
うことになりますと、非常に窮屈にな
ると思ひます。それでありまから、
若しこれを解釈せられるならば、私の
意見としては、本来の目的、こういう
ふうな目的を持つておるものというふ
うに狭く解釈せられたらばどうかと
いう意見であります。更にこの金額に
ついて見ますと……

○委員長(木内四郎君) 尙この際御参
考に、質問は原則として認めないので
すけれども、極めて簡単な点につい
て、一應御参考のために、余り分りに
くい点はちよつと法制部長から申上げ
て置きたいと思ひます。速記を止め
て……

〔速記中止〕
○委員長(木内四郎君) 速記を始め
て……

○証人(浅尾新南君) それでは第三條
の点につきましては、私はこれは狭義
に解釈いたしましたして、本来目的を持
つておる團體だけに適用すべしと、こうい
う意見であります。更にこの金額につ
いて申しますと、千円とか五百円とい
うことになつておりました。これは
私只今のようないんフレ状態の時代に
おきましては、千円とか五百円とかい
うものは余り小さ過ぎるからこれはも
う少し金額を大きくしたら如何かと、
こういう意見を持つております。それ
以外の点につきましては特別の考えを
持つておりません。これで私の意見は
終りいたします。

○委員長(木内四郎君) 次に近藤鏡次
君を指名いたします。

〔証人近藤鏡次君は次のように宣
誓を行なつた〕
良心に従つて、眞實を述べ、何事
もかくさず、又、何事もつけ加えな
いことを誓ひます。

○証人(近藤鏡次君) 私意見としてお
尋ねがございますならば、只今浅尾先
生の丁度御質問と申します。御意見
と全く同じでございまして、ただこの
法律が大變に政治資金についてとかく
近年と言ひます。最近いふ問題
を起してあります。かような法律
ができまして、非常にはつきりして参
りはないかと考えますので、法律
そのものの目的については非常に賛成
であります。ただ自然法律になります
れば、かような点まで行かなきゃなら
ないのであります。けれども、非常に複
雑、又従つていふ疑問の点などが

ありまして、政治の公職としての選挙
を民主的に行うに於いて頼みを招來す
るようなことがありはしないかとい
うことを概括的に思ふのであります
が、併しながら法律にしますれば、か
ようなことに相成ることは止むを得な
いかと考えます。が、もう少し簡明
に、成るべく條項を少くして、要領を
得るようによろしく下さることを願つて
いいのじやないかと考えます。ただ
三條につきましては、今の浅尾さんの
やはり考えておられますような点につ
きまして、私もさう小範圍と言いま
す。極限した解釈に解釈して行くの
か至当じやないかと存じます。そのほ
か浅尾先生の御意見と大体同じでござ
います。以上私の考えを申上げまし
て……

○委員長(木内四郎君) それでは次に
吉村正君を指名いたします。

〔証人吉村正君は次のように宣
誓を行なつた〕
良心に従つて、眞實を述べ、何事
もかくさず、又、何事もつけ加えな
いことを誓ひます。

○証人(吉村正君) 実はこの法案につ
いての意見を求められました出て参り
ましたのであります。この法案につ
いての意見を確信を持つて申上げるこ
とは実に困難を今感じておるのであり
ます。それは一つは私の不勉強にもよ
ります。一つは私の考えによりま

するといふと、こういう法案について意見を申し述べるのは、この背景をなすところの材料を必要とするように思ふのであります。と申しますのは今までの政党において、政党の資金はどういうふうな場合に大体出て集まつてゐるか、又どういふ場合に支出されてゐるか、又どういふ場合に正補でなくとも、大体の材料があつて、それに基きましてこの法案というものは是非を判断する必要があると思ふのであります。実は我が國につきましては、そういう材料を私は裏手にして知らないものであります。又集める時間もありませんでして、そういう材料を全くなしにこの法案だけを見まして判断を下すのはどうも甚だ下しにくいのであります。併しなからこの問題につきましては、諸外國には例があることとありますので、止むなく日本の実情とは多少違ひますが、諸外國の事例等を多少見まして判断を下さざるを得ないと思ふのであります。

政党の資金につきまして國家がこれに對する態度は三つあると思ふのであります。一つは第一次大戦後にドイツ共和國において行われましたが、大体において全く自由放任する方法だと思ひます。いま一つはイギリスのやり方でありまして、選挙費用についてだけ法律を以て統制をする、取締りをするというやり方でありまして、いま一つはアメリカに行われておりますところの収入並びに支出両面に亘つて法律的な統制を加える方法であるところのよう思ふのであります。その目的は言うまでもなく第一條にありますように、政治活動の公明を図り、選挙の公正を

確保し、以て民主政治の健全な発達に寄與することにあるのであります。先程お二人の証人の方のお話がありまして、いま一つ是非考えなくちやならんことは、こういうことをなすことによつて、政党が政党としての本来の性質を失わんようにするといふことが非常に大切なことだと思ふのであります。アメリカあたりでもこの問題につきまして、実施した結果さういふ点についての心配なり、従つて警告なりが出ておるのであります。政党は元來、いろいろな政党については定義もありませんし、政党の本質についていろいろ述べておりますが、私の考えているところによりますと、大体五つばかり重要な政党としての特徴を持つておると思ふのであります。

第一は政党といふものは自発的な、ヴォランティア的な人々の集まりだといふことであると思ひます。任意的な一つの集まりでありまして、給料なしに働いておるところの人々によつて、一定の給料なしで働いておるヴォランティア的な人々によつて作られてゐるものである。これが第一の特徴であると思ふのであります。こういう特徴がこういふことによつて損なわれるようなものになりましては、折角さういふものを作つて健全なる民主主義の発展を図られる、その民主主義のうちに含まれて最も重要な役割を演ずるところの政党が萎縮沈滞するといふことを招いてはならないのであります。さういふ点につきまして、一つこの法案を作るに當つて一つの角度を以て見る必要であると思ふのであります。さういふ角度から見ることが必要でございいます。

第二には政党の特徴は會員組織であります。この會員といふものは経済状況の變化と共に變つて参るのであります。一定不動ではありませんが、メンバー・システムになつておるといふことが政党の特徴であります。政党の構の中にどうしても任意的な、先程申しましたように團體と申しますか、會員組織と申しますか、政党の組織内に留まるといふことを統制するようにすべきなと思ふのであります。それから政党は主義政策を綱領とするといふことは申上げるまでもありません。

第四に政党といふものはやはり政治を支配しようといふ希望を持つておるものであります。全然政權を把握して政治を支配する希望なきものは政党といふことはできないと思ふのであります。もう一つ最後に公職についてのいろいろ選挙に携わり、推薦したり、指名したり、支持したりするやうなこととあります。大体そのことが政党の特徴と申すのであります。ここに掲げられておる第三條に定義が載つておるのであります。これにつきましても、これでもよいやうであります。何か少しこれでは物足らんじやないかといふやうな氣がいたすのであります。さういふ場合に政党が特徴を持つておるもので、その政党が公正な活動をすると同時に、政党が政党たの性質、意義を失わぬやうにして行かなくちやならんといふことが大切なことであると思ひます。

いろいろな法律が出ております。尤も州によつて違ひますが、いろいろな法律が出まじて、さうして大体日本の法案に盛られておるやうに今日なつておると思ふのであります。それでアメリカの方法でございまして、収入並びに支出の両面について統制を加えておるのであります。向日本の法律と違つております。支出の方は、支出の方から申しますと、支出につきまして合理的なものと、非合法的なもの、或る州におきましては列挙主義を採つておるのであります。何が合法的であるか、何が非合法的であるかといふことを列挙しておるものであります。この法案で見ますとさういふ点があるやうなもので、支出する場合において選挙の管理、或いは政党の方で多少不便を生ずるのではないかと申すのであります。それからこの規定はまだ私詳しく法文は読んでいないのであります。これを檢閲いたします方法であります。これはただ一般に任せておくのかどうか、公告されたいものをどういふ場合に檢閲するのであるかといふ点についての規定が何かはつきりしてないやうに私は思ふのであります。それからアメリカの先程申述べました合法的支出は、三分の二の州がこれを列挙しておるやうな多數の州が列挙しておるやうなふいになつておるのであります。二十四條の附のところであります。この寄附の條項に、候補者自身の支出も含まれておるかといふことが問題であります。この規定だけでは、外に規定があるかも知れませんが、どうもはつきりしないやうに思ふのであります。それらの点につきまして、私はひつくるめて申しますと、この規定だけ

ではどうも如何なる寄附について制限が加えられておるか、又如何なる支出がいけないのであるかといふ点が十分明らかになつていないやうに思ふのであります。さういふ点をもう少し、他の法規で、選挙法案等で選挙に関することは決まつておると思ひますが、併し寄附なんかについて、もう少しはつきりして置く必要があるのではないかと、さういふ場合に考へておるのであります。その三点につきましては、先程申しますように、私はさういふ法律をどうしてもやらなくちやならんといふ程強く熱望も感じませんが、又やつていかんといふことも考えないのであります。如何に法律でやりますとも、やはり逃げ道があると思ふのであります。アメリカあたりでもいろいろな法律を作つてやつておるやうな、結局その報告に漏れるところの収入があつて、政党の収入がどのくらいあるか分らんといふことは、多くの學者がそれを言つておるやうな、結局は法律を作りましたも漏れるのであります。イギリスのごときは、法規はありますが、併しなからイギリスにおきましては、収入や寄附については余り問題が起つておらないのであります。これはイギリス人の政治的な意識が、水準が高まつておるからかも知れませんが、併しなから一般的にいいますと、さういふ法規を作つておる國におきましては、選挙費用が割合に少く済みます。全然持つておらないやうな、第一次大戦後のドイツなどにおきましては、選挙費用が非常に多額にかつておる、さういふ点からいいますと、さういふ法規を持つことによりまして若干の利益はある。若干の目的を達成する

までもなく第條にありますが、選挙の公正を政治活動の公開を図り、選挙の公正を

そういう角度から見ることが必要でございませう。

て、アメリカではこういう工合に、一々の法律として規定されないで、いろ

す。それらの点につきまして、私はひつくるめて申しますと、この規定だけ

の利益はある。若干の目的を達成する

ことができる。こういうふうに考えるのであります。併しこの法規だけに頼りまして、政党が必ず非常によくなる、そして民主主義が達成されるといふわけには参らないのであります。一に法規の運用の仕方によるのであります。この法規の運用を過つたらば、却つて冒頭に申しましたように、ヴォランティアな団体たる政党の活動を阻害するといふようなことになつてお話を申上げなければ確信のあることを申上げることができないのであります。そういう材料がないために、甚だ曖昧なことを申上げたようでありませうが、私の意見は以上のような次第でございませう。

○委員長(木内四郎君) 次に江口泰助君を御紹介いたします。

〔証人江口泰助君は次のように宣誓を行なつた〕

宣誓書

良心に従つて、眞実を述べ、何事もなくさす、又、何事もつけ加へないことを誓います。

証人 江口 泰助

○証人(江口泰助君) 江口であります。この法案につきましては、この法案そのものが目途としております基本的な目標に對しましては、私個人労働組合も勿論賛意を表しておるのであります。併し従来選挙とか政治活動などに纏わるものの金品のいろ／＼な疑惑といふものは、非常に國民に對して不審を抱かしておるのであります。この法案だけで、今吉村先生もおつしやつたように、選挙の公正が期せられるといふことは、私達は十分な期

待は持てないのであります。それからいふ／＼噂にも上つておりますが、現行選挙法の大改正、これと一連の關係を持つて、そして本當にこの法案が目途としておる目標が、完璧にまで達せられて、政治が公開になされるようにして頂きたい、これは我々の心からの念願であります。内容の点につきましては、併し私達労働組合に取つて非常に関心を持つて是非これは修正して頂かなければ困るというような点がございませう。それは全経済團體の方面のお方からも指摘されてあります。第三條の二項によりまして、政党以外の團體で政治上の主義若しくは政策を支持し、若しくはこれに反對し、とあります。この政治上の主義若しくは政策を支持し、若しくはこれに反對するといふこの原文は、非常に曖昧な点が沢山あります。特にこれはその適用に當つて重大なる問題を起す程の條文であります。それで一方にこれが解決されて、將來においても不明確なものを残しておくといふことは、法律としてはとるべきものではないと思われまふので、この條項は削除して頂くように御努力をお願いしたいと思います。尚今の労働運動といふのは、御承知の通り、その目標が、殆んどいつていい、政治的な性格を持たないものはないのであります。特に我々官業労働者の労働組合は、全部といつていい、それが政治目標、政治的性格を持つており、言い換へたならば、一方的にこれは政治目標を持つた団体であるといふことに解釈できるわけでありまして、最近な例を挙げて見ますと、私

達は教職員組合としまして、六・三制の完全実施、それから新聞等に於てに發表になりました地方教育委員会法案等に対しては、これは我々の身分の問題、地位の問題と非常に大きな關係がありまして、その修正等を考慮して頂くように關係方面に要望しております。が、こういうふうな我々の目標そのものでさえ、政治的に解釈されて、政治目標であると取られるならば、我々労働組合は直ちにこの法に觸れることになるわけでありませう。それで労働組合ばかりでもなく、他の農民組合とか経済團體としても、そういうふうな点は多々あるのではないかと考えられるのであります。尚先刻法制部長さんから御説明がありましたが、政治上の主義若しくは政策を支持し、若しくはこれに反對する、といふのは、これを目的ばかりじゃなくて、行為までこれを考へておるということですが、これは又一つ重大な点であります。私達は、この目的といふのは、全部四つともかかつておるものと了解して法文の解釈をしておりまして、その行為まで捉へるということになります。又重大なことになるわけでありませう。

次に第三番目といたしましては、三條の一番最後に、若しくはこれに反對する目的を有するもの、とあります。が、この労働組合でも、農民組合でも、或いは経済團體でも、その他の文化團體でも、目的といふのは、或いは最終的な目的の一つかも知れませんが、その段階的な目的、それがおの／＼幾つかあるわけでありませう。その幾つかあるところの目的の中の一つを取つて、例へば十の目的が羅列されておつて、その中の一つを取つて政治的な地位の向

上とでもあつたならば、それも目的にこの團體は關つておらんといふので、その團體そのものを、この政治資金規正法で拘束して行くことになる。眞理が多分にあります。それで私達に、これを單なる目的にしないで、主たる目的、主目的とするといふふうには、是非改めて頂くよう御考慮をお願いしたいと思ひます。

以上三條につきまして三點お願いいたしました。それと同じようなことなんです。第八條中に、その他の政治活動」と、こうあります。これ亦極めて漠たる表現であります。三條の初めの「政治上の主義若しくは政策を推進し、支持し、若しくはこれに反對する」といふような、あの表現よりも、もつと廣い意味に取られる。それでこれは第三條のあの削除と共に、連關して必然的に削除せらるべきものであるといふことをお願いいたします。その他第九條、それから第二十四條等におきまして、細微の金額に至るまでも、面倒な手續を経なければならぬといふことになります。と、事実上各種團體においては、政治活動といふのが全く禁止されるといふことになるわけですね。以上簡單であります。私の証言を終ります。

○委員長(木内四郎君) それでは次に重盛壽治君を御紹介いたします。

〔証人重盛壽治君は次のように宣誓を行なつた〕

宣誓書

良心に従つて、眞実を述べ、何事もなくさす、又、何事もつけ加へないことを誓います。

証人 重盛 壽治

○証人(重盛壽治君) 私はこの法律を

制定することは、この法律が民主政治の健全な発達に寄與するといふことを謳われておりますが、目前より一步の前進であるかも知れませんが、眞の日本民主化のためには、將來非常な障害を來たすのではないかと、先程吉村さんの考へる者であります。先程吉村さんの言われましたように、我々共は政黨人でないために、今日の政黨の財源の裏面の状態が如何になつておるかといふことを把握いたしておられませんので、その点に關してもう少し知識があるならば、突込んだ御意見も述べられると存じます。今日このような法律を設けて、この法律によつて日本の政黨選挙が行われなければならぬといふやうな現象をむしろ私は悲しむ者であります。従つてこの法律を全般的にいふならば、かような法律を設けずして、勢にならなければならぬので、他の或いは選挙法といふやうなものの若干の改正の中に織込んで行くといふやうな程度でいいのではないかと、いふやうに私は考へます。従つて現われましてこの法律の面で行きますならば、我々は全般的にいろ／＼なことを申上げませんで、今までの皆様方も申されまふたが、今江口君も指摘せられましたように、第三條であります。かような曖昧な政治上の政黨と或いは協會その他の團體といふやうな、こゝういふ労働組合或いは農民組合、そういうものがどこの所で區別できるか分らんやうなむずかしい條文によらずして、もう少し明確に言い現わす方法の一つ考へて頂きたい、といふことは労働組合はこの法律の第三條の「その他の團體」といふものには入らないのだ、明確に言

うならばそういう解釈を持ちたいし、さようにして頂きたい。これは今江口さんがいろいろ例を申し上げましたが、今日労働者はたゞみずからの生活の安定ができればよいというのではなく、大多数を占める勤労者というものは、この勤労者の力によつて國家の再建をしようという目的の下に労働運動が行われております。従つて労働組合に規定されましたところの運動以上に幅廣い運動を展開しなければ今日現實の労働者の生活の向上も期し得られないと同時に、國家産業の再開というやうな重大問題の目標が遂行できない。その場合に労働者が一つの要求を出し闘争をする場合に、只今申し上げるやうに賃金値上という場内で済まない、賃金の反対には税金の問題が先ずあります。或いはこれらの運動を遂行することのために労働組合法の改正というやうな問題もありましよう。正というやうな問題もありましよう。目的が國家再建ということに中心を置く限りにおきましては、すべてその政治的関連性なくしては行われぬものになつて参りますので、その場合、先程の御説明の中にあつたやうに、労働組合が或る種の要求をし、その中に皆労働御承知のやうに勤労所得税の減免或いは撤廃、労働法の改正反対というやうなものが当然含まれて参ります。これが、これを以てして政治活動という見方で、この三條によつて拘束を受けるといふことは好ましくないやうに考へるのであります。この点をどうか一つ明確にやつて頂きたいということでありましよう。それから前申上げましたやうに、かような法則で拘束しなければ不正がでたり、賄賂がでたり、收賄がでたりするかは知れませんが、

労働者が例へば一つの闘争をする、闘争という言葉は余り参議院の皆さんにびんと行かない言葉かも知れませんが、今申上げます通り、産業を再開するため、國家を再建するために、先ず我々の生活の安定を期するために闘争を展開しなければならぬ。その場合は、組合員から一人々々十円とか百円とか、五十円とかいう闘争資金というものを取り、その闘争資金を取り、その運動の中に先程申上げましたやうな、政治に関連するやうなものが織込まれておる、その場合に、これは政治活動とみなされるということであるならば、労働組合の運動は、ここにおいて抹殺されてしまいます。これらの点がどういふやうになつておりますか、詳細に調査してございせんか。この法律と関係なくやり得るやうな態勢にして置いて頂かなければならぬ。従つて先程どなたか申されたと思ふんですが、今日の貨幣價值から行きますと、千円、五百円というやうなことは小さいやないかというのを言われましたが、労働者の意見としては、大体それに近寄つておりますが、人数が多数のために、今申上げますやうな、五十円、百円というやうな闘争資金等を集めまして、それによつて一つの目標達成のための運動をする。それを一々お届けしなければならぬというやうな複雑煩瑣な法律ができることは好ましくありませんので、若しこれはどうしても採えなければならぬということになれば、百円未満はこの限りでないといふやうなことをどこかに謳つて頂かなければならぬのじやないかというやうに考へております。その他全般的に、今申上げますやう

に、労働者の頭から見ますと、法律といふものは、なか／＼むずかしくできているやうな感じが、この法律によつて、本當の各政党々々の持味を生かすことができるかどうかという点に、私は疑義を懐く者でありますから、どうか、この点も十分一つ、専門家の議員の皆様で御研究の上に御決定を願ひたいと存するのであります。大体余り研究をしておりませんので、以上私の意見といたさせて頂きます。

○委員長(木内四郎君) 宮澤君は、ちよつと都合で遅れますので、この際如何でしょうか、宮澤君のお出でになるのを待たないで、ここに御臨席の各証人に対して、委員の方からお質疑を願つたら如何でしょうか。御異議がなければさう取計らいたいと思ひます。どの証人に対してなされても結構と思ひますが、御質疑のある方は……

○藤井新一君 吉村証人にお尋ねいたしますが、この第三條の政党内閣の定義を陳述されましたが、これで、まだ不完全であるという御説明であつたと聽きましたが、我が國においては、政党内閣といふものは、殆んど文獻に現れていないのでありまして、併し外國の書物の中には、政党内閣といふものについての定義は散見されるのですが、あなたの今までの御研究によつての、英米における主なる學者の政党内閣に関する學說、或いは定義は、どういふものであるかを、ちよつと御参考に陳述して頂けば非常に結構だと思ひます。

に考へた定義でありますし、一つは、政党内閣の現狀面といふものを、非常に重要視する定義でありまして、政党内閣といふものを非常に理想的に考へて、定義を下したのは、有名な英國のエドモンド・バーの定義でありまして、これはこういふのであります。或る特殊の原因によつて、同意せる人々が、彼らの共同の努力によつて、國民的利益を増進せんがために結合せる一國である。言葉を換えて言へば、主義政策について、同意した人々が、國民一人々々でなく、國民的な共同の力によつて、國民全体の利益を増進せんがために、主義政策について、同意した人々々が結合した團體であるといふやうに解しておるのであります。これに對しまして、現實面を非常に重要視しまして、さうしてこの定義を下してゐるのが、いろ／＼ありますが、要するに、政党内閣といふものは、或る特殊な市民團の、或る特殊の國民層の利益を政治上に突現せんがために結合しておるやうな團體である。つまり階級的な考え方、階級という程でもありませんが、階級的な考え方が入つたものがあります。その中の、階級という程の特殊の意識はないが、併しながら或る國民層の利益を代表しておるものであつて、國民全体の利益を代表しておるのではないといふ考え方と、二つある。而してあとの方にも、政党内閣といふものは、或る利益から分れて、あつたものも、現實在な方が、或る市民層の利益を政治上に達成せんとする團體だといふものと、闘争をする團體である。こういふやうに考へてゐるのと分けることができると思ひます。

それで、私の定義を求められれば、大体この眞理は中間にあると思ひます。それで、デモクラシーといふものは、元來、私の考へによりまして、デモクラシーといふのは、國民共通の、人間としての共通の利益があるといふ仮定の上に立つておるのでありますからして、必ずしも政党内閣の現狀面だけを見て、さうして或る特殊の階級なり、市民層なりの利益を追求するものを政党内閣といふのは、どうも政党内閣としての定義としては、少し狭過ぎる。やはり理想面を、民主主義でありまして、民主主義のやうな仮定に立たなければ、民主主義は成立したと、私は思ふのでありますから、やはりその点から言へば、エドモンド・バーのやうな定義の仕方でも、或る程度取入れていいんだと思ひますが、併し必ず、然らば政党内閣の現狀は、皆さういふやうになつておるかといふと、さうでもないやうなものであります。そこで私は定義の付け方として、非常にむずかしいのでありまして、定義を付けるというところは、私はどうもむずかしいので、先程申上げましたやうに、政党内閣といふものを考へまして見たら、一番いいんじやないかというので、先程政党内閣の本質、或いは特徴と稱するものを五つ挙げたのでありますが、それを適當に織込んでここに作ると……

○委員長(木内四郎君) 御質問の最中でありましたが、宮澤君がお見えになりましたから、宮澤君を御指名いたしましたして、同君の所見を伺ひたいと思ひます。

(証人宮澤俊義君は次のやうに宣誓を行つた)

宣誓書

良心に従つて、眞實を述べ、何事

賄ができたか知られませんが、

その他全般的に、今申上げますよう

は、政党というものは、非常に理想的

それで、私の定義を求められれば、

良心に従って、眞実を述べ、何事

もかくさず、又、何事もつけ加えな
いことを誓います。

証人 宮澤 俊義

○證人(宮澤俊義君) これは、あの委
員長、一般について何か申上げるの
ですか。

○委員(木内四郎君) 特に一般につ
いて先ず伺いたいと思います。

○證人(宮澤俊義君) そうですか。遅
くなりまして申訳ありません。私実は
ちよつと甚だ申訳ございませんが、取
込みがございまして、十分準備して参
りませんでした。従つて甚だ不十分な
ことを申上げるに止めたいと思いま
すからお許しを願いたいと思いま
す。

この法律案全体につきましては、い
ろいろ御意見があつたと思ひますが、
根本の問題といたしまして、非常に大
きな問題があるのじやないかと思ひま
す。何と言いましても政党の運営、選
挙の運営というものは非常に金の掛か
るものでありまして、これはもう先ず
否定できない事実だらうと思ひます。
その点いろいろ方法で少くするとい
うことは考えられますけれども、或る
程度金が掛かるというところは到底避
けることができない現実だらうと思ひ
ます。問題は金の誰に負担させるか
というところ、又その金がどこから出
て来るかというところだらうと思ひま
す。この法律は恐らくその金の金
額と、それから出所、出所をばつきり
させる、そして主として世論その他
によるコントロールに資せしめよう
というところにあるのであります。で
その趣旨は極めて妥當とせらるべき
ものでありまして、その点は恐らく余
り議論はないかと思ひます。ただ問題
はその金の高、金高をはつきりさせる、

どの政党はどのくらい金を使つてい
る、どういふことにどのくらい使つて
おるといふことはつきりさせること
と、この点は余り問題はないと思ひま
すが、どこから金が出て来るか、誰が
金を出したかという問題になります
と、或いは少し問題の点があるのでは
ないかという氣もいたします。例えば
その匿名の寄附といつたようなものを
禁じておるようでありまして、それは
その金の出所をはつきりさせるという
趣旨であらうと思ひます。金の出所を
はつきりさせるというところは非常に重
大なことでありますけれども、同時に
又今の選挙などで秘密投票というよう
な制度を採用しておる趣旨を考えま
すと、或る人間が或る政党を支持する
ということを必ずしも常に公表するとい
うことが適當でない場合があるとい
うことを予想しておるのだらうと思ひ
ます。そこで選挙人がどの政党を選挙
で支持したかといふことを秘密にする
ということが認められておるわけで、こ
の点で選挙における各国を通じての
原則で、長年の経験の結果それがよい
といふことになつておるのだらうと思
ひますが、そういう趣旨と合せて考え
ますと、この点多少問題があるのでは
ないか、ただ私としましては、である
から出所を明らかにさせることはよろ
しくない、秘密投票と同じような意味
ですべて秘密にした方がよいというこ
とを考へる程の自信もございません。
たしかに明らかにすることは必要だと
思ひますが、同時にそういう面も合せ
考へる必要があるのではないかとい
うことを感ずる次第であります。それ
からその全体としましては、趣旨に異論
はないのでありますけれども、ただ何

といつても根本の問題は、本法で規定
しておるようなことが現実可能であ
るかどうかといふことであらうと思
ふのであります。如何に金の高を明ら
かにし、如何に出所を明らかにすること
が必要であるとしても、果してこ
の法律の規定する通りに完全にはつき
りさせることが可能であるかどうか。
まあ、これが根本問題であると思
ひます。つまり外の言葉でい
えば、こういうことができまして、結
局大々的な闇が行われるのではない
かといふことであります。併しこれも考
えようであります。一般の統制法規
の場合などのように、或る程度闇が行
われても、併し取締り法規はある方が
よいといふ考え方も十分成立します
から、必ずしもこれが無敵であるとい
うことは言えないと思ひますけれども、
その点は十分に考へまして、できるな
らばこの法律が本来の目的通り成るべ
く多くの程度において実現、実行せら
れるといふことを考へ、手続、その他
が余りに理想に走り過ぎて現実の見地
から煩瑣に過ぎるというやうなことが
ないやうにする必要があるのではない
かと、こういう感じを持つております。
まあ、全体としまして私が感じました
ところはほほそんなものかと思ひま
す。

○委員(木内四郎君) それでは質疑
を続行いたします。

○證人(宮澤俊義君) 宮澤教授にちよつと
伺いたしますが、二十一日の東京新
聞であつた所見を拜見いたしました
が、誠に結構と存じましたが、

○證人(宮澤俊義君) 何新聞ですか。

○證人(宮澤俊義君) 東京新聞です。

○證人(宮澤俊義君) ああ、そうです

か。

○證人(宮澤俊義君) その中に、政治はだれ
てはいかない、活版にせなければい
かんと云うやうな意味であつたと思
ひますが、そうすると、今度の政治資金
規正法の第三十七條によると、匿名の寄
附をしてはいかんと云う、本人の名義で
なければいかに云うやうなことになる
と、自然そこに政治活動が鈍つて来
て、政治の活動性が萎縮するやうな
氣がいたしますが、その点をどうい
うやうにお考へになるか、ちよつとお聴
きたいと思ひます。

○證人(宮澤俊義君) 私も同様な懸念
を持つておりました。先程も申し上げ
ましたが、結局余り取締りが嚴重にな
りまして、動きがとれなくなり、う
つかり政治に手を出さない方がよ
うなところ、一時選挙取締りが非常
にやかましくつた頃のように、皆一切手
を出さんというやうなことになる
と、善良な市民の政治的な熱意とい
うものが冷却する虞れがあるのでは
ないか、私共も趣旨におきましては、極
端に申せば、多少の食い違いがあつても
むしろ政治の熱意が昂揚するやうな
傾向に選挙なり、政治一般なりが運
営される方がよいのではないかと
考へております。

○證人(宮澤俊義君) 宮澤教授にもう一つ聴
きますが、この法案の題名でございま
す。政治資金規正法という題名でござ
います。この「規正」という意味を法
的にちよつと御説明願ひたいと思
ひますが、我々の委員会においてはこ
の「規正」といふことについて非常に困つて
居るわけなんです。一つあなたの御
意見を御発表願へばお互ひに参考に

なるのではないかと思ひます。

○木下慶雄君 今宮澤証人は一般的の
御発言がございましたが、内容的な御
発言がございました。その後に於いての質問
がよいのではないかと思ひます。宮澤
証人の発言はあれでも終りなんです
か。内容的な御意見は何かないで
すか。

○證人(宮澤俊義君) 細かいこともな
いでもありませんけれども、余りま
ないつもりで申上げたのでございま
すけれども、或いは字句の問題とかそ
ういふことでも申せというお話であ
れ

○木下慶雄君 それではありません
が、第三條あたり何か御意見ありま
せんか。

○證人(宮澤俊義君) 例へば政党の定
義とか、そういう点でございませ
んか。私は、法律における定義は別に学問上
の定義と関係はありませんから、その
法律の目的とするところに必要な定義
であれば、一般の学問上から見ても
よいといふやうなことがありまして
も、それは少しも構はないと思つてお
ります。この法律の趣旨から言つて、
この定義がいかにか悪い、字句などが
適當かどうかは、或いは問題かも知
れませんが、実際にこの法律の趣
旨を遂行して行く上、この程度の定
義で余り弊害もないのではないかと、こ
れで行くのではないかと云うやうな氣
持で読んでおりましたが、先程も申上
げましたやうに、十分研究してないも
のですから、或いはもつと研究したな
らば又違った考へが出るかも知れま
せん。今のところさういふやうに考へ
ております。

○委員(木内四郎君) 木下委員如何

でしようか。宮澤君は大体証言が終つたということですが、何か御質疑がありましたら、御質疑としてお願いいたします。

○證人(宮澤俊義君) 先程の藤井さんのお話の規正ですが、どうもこれは特に私意見ございません。何となくびつたりしない感じがしないでもありませんが、さればといつて外に何かうまい字があるかという、どうもそれとも考えておりません。まあこの辺でもいいのではないかと、うまいところがございます。

○竹下重次君 吉村さんと宮澤さんにお尋ねいたしますが、この法案によりますと、政治と政党以外の政治団体、それからその外に経済団体と普通に見られるもの、或る場合に法の適用を受けるということになつておるようですが、経済団体などの場合は別として、政治と政党以外の政治団体とを二通りに分けて取扱ふ必要があるか、或いは政党を含めた意味の政治団体という一本で取扱つた方がよろしいのであるかという、その点につきまして御二人の御意見を伺いたいと思ひます。

○證人(吉村正君) そうでございます。この三條を見ますと、結局、政治と政治以外の主義若しくは政策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、又は公職の候補者としてお願ひしたいと思ひます。

○證人(宮澤俊義君) 先程の藤井さんのお話の規正ですが、どうもこれは特に私意見ございません。何となくびつたりしない感じがしないでもありませんが、さればといつて外に何かうまい字があるかという、どうもそれとも考えておりません。まあこの辺でもいいのではないかと、うまいところがございます。

しくは政策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体という、このようにいたしますと、本来とか、主たる目的とする団体と申しますと、それでいいように思ひます。先程お話をいたしましたように、少しでもそういう目的が入つておきますと、政治上の主義を推進するといふことが一部でも入つておると、それは政治と同じにみなされるということになると、ちよつとこれは外の団体、例えば労働組合でも何でも皆政治と同じことになりまゝから、やはり主たる目的とするものといふことにする方がよいように私は思ひます。二つに分けて一つで私は用が足りるように思ひます。

○證人(宮澤俊義君) 私がこの法律案を拜見したところでは、区別して書いてあるといふことは、その重要な意義的な問題ではなくて、立法技術的な問題ではないかと了解しておるのです。後の規定を見ますと、政党ではどう、それから協会その他の団体ではどうとちよつと使ひ分けをしておるところがございますから、そういうときに区別するためにこういう区別をしてあるだけではないか。それからそのときに政党ではどう、協会その他の団体ではどうという区別をする必要があるならば、立法技術的にはこういうふうにかき分けて置いても差支えないのではないかと、立法技術的な問題ではないかと私は思ひました。

○竹下重次君 私のお尋ねしたいところは、別に取扱ふ必要が実質的にあるかといふことについて先ず御意見を伺いたい。それがあつたといふことになれば、それ、定義を下して技術的に書き分けなければならぬということになりますから、その実質的な問題につきまして御意見を承わりたいと思ひます。

○證人(宮澤俊義君) この中で余り大して区別をしていないのではないかと、思ひますが、例えばちよつと私費が付きましたので、第十二條の第一項第一号で、政治にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附と、ちよつとそういう使い分けがあります。実際的には大して問題ではないかも知れませんが、或いはこういうときに、協会その他の団体は、政治のような目的を主たる本来の目的としておるわけではないので、それから、外の目的を主としてやつておるわけですから、協会に政治プロパーと同じようにすべての寄附その他の収入まで報告させる必要があるかどうかといふようなところ、どういふうちに区別してあるのではないかと思ひまして、この程度の区別はまああつてもよろしいのではないかと、ちよつと持っております。これはそう区別したことによつて何か非常な弊害でもあれば別だと思ひますが、まだよく拜見はしてありませんが、それ程この区別をしたことによつて、特に取扱上協会その他の団体に対する取締りが、そういうふうな区別されては不都合だといふような点は余りないのではないかと、若しなればこの程度の区別はあつてもよいのではないかと、ちよつと考へております。

○竹下重次君 私のお尋ねしたいところは、別に取扱ふ必要が実質的にあるかといふことについて先ず御意見を伺いたい。それがあつたといふことになれば、それ、定義を下して技術的に書き分けなければならぬということになりますから、その実質的な問題につきまして御意見を承わりたいと思ひます。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

○證人(宮澤俊義君) そうでございます。併し本来の目的とする政治についてこれだけのやかましい取締りをするとすれば、その趣旨を貫徹させるためにはやはりこの第二項のようなことも規定する方がよいのではないかと、ちよつと考へております。

何党と言わなくても、政治上の主義若

要点は、別々に取扱う必要が実質的に

○木下辰雄君 ちよつと宮澤さんにお

は非常に複雑過ぎる。それからもつと

にこの法を適用することは、非常に可能

性が薄いのじゃないかという御
趣旨のようには伺つたのでありますが、
そういう点から伺いますと、今
経済団体、労働組合あたりから出ま
た意見が、むしろ現実的にはお説のよ
うな点と趣旨に副うように考えられる
のでありますが、そういうような現実
的な問題が連関されて、今まで各
証人から陳述されたわけであります
が、その点についても一度御意見を
伺いたいと思います。

○證人(宮澤俊彦君) それは私は全体
として今最後にあなたのおつしやつた
ような趣旨であります。ですからこの第
三條第二項に關する限り、今のお説の
ように少しそういう運動、団体の活動
を鈍らせるというか、冷やすという方
向に行き過ぎやしないかという懸念は
確かにあります。ただ私が申
しましたのは、それは第一項の政党内
についても同じことじゃないかという氣
がするのではありません。若し第一項の政
党プロパーについてこれだけやすること
も、政党の活動を相当冷却させるとい
うか、阻害させる虞れが非常にあるの
じゃないか。政党についてもこれだけ
やる以上は……。そこでその第二項の
方は全然やらないということになる
と、本来の政党政治活動を大いにやる
べき方は非常に制約を受けて、どうも
動けなくなつてしまつて、そうでない
協会、団体の方は自由に活動できる、
そつちの方からやると、第一項の取締
りということ自体が完全に行われな
いことになるというふうなことになるの
じゃないかという意味であります。で
すから問題はむしろ、第二項でそうい
う団体の運動を冷やすことになるのじ
やないかというのと同じことが、第一

項にしても考えられるのじゃないか。
政党についてそれだけ取締るといふこ
とがむしろ問題になるので、それをや
る以上は、そこで区別するといふこと
はどうか、こういう趣旨であります。
○岩間正男君 経済団体、それから勞
働組合が懸念しておるような政党の場
合ですと、政治活動といふものはつ
きり明らかだと思つてあります。こ
の範囲、それから程度、それからさつ
き当分の法制部長の説明を聴きます
と、こういうような政治活動的な行爲
が或る程度継続する場合に、これを
適用するといふ御説明がありましたけ
れども、継続する場合といふものをど
ういうふうに解釈したらいいか。実質
的にこの法案を適用する場合に、非常
に主観が挿入される虞れがある。こ
ういふ点で現在において、いさ／＼経
済団体、労働組合なにかの政治活動の
限界が非常に不明瞭になるの、そこ
からいさ／＼な混乱が起る。それか
らこれが逆に悪用された場合には、そ
こからこの法案とは全然趣旨にそぐ
わないような結果を來すのじゃないか
、こういうような懸念があると思ひま
す。そういうような点につきまして、
そういう不明瞭なものを残したくない
というふうな意向のように私は聴いた
のであります。その点についてお伺
いたします。

○證人(宮澤俊彦君) そういう實際的
な不便は十分考えられることと思ひま
す。ただ併し、その境界の不明瞭とい
ふことになる、本来の政党と、そ
うでないものとの境界というふうなこ
とで、非常に明瞭とは言えないのじや
ないか。そうすると本来の政党だけこ
ういふ特に嚴重な取締りをして、そう
でないものは全然これを取締らないとい
うことにしてしまつと、そこで何か却
つて脱法的行動というふうなものが盛
んになるような虞れがあるのじゃない
か。むしろ第二項のような趣旨はこ
まま認めて、そういう只今のお話のよ
うな危険を防ぐためには、第一項全体
の本法の取締り自体をもう少し柔軟な
らしめるといふような方向の方がいい
のじゃないかという氣がしますが……
○竹下豐次君 淺尾さんと近藤さん
にお尋ねしたいと思ひます。お二人の御
意見によりまして、第三條の第二項を
削除する。言い換へれば、経済団体等
にこの法律の適用をしないといふこと
にすることが望ましいといふ御意見の
ように承つたのであります。が、今宮
澤さんからちよつと御意見が出ました
ように、それを全部除外するといふこ
とになると、この法の目的を達成するの
に甚だ不十分な場合が予想せられるの
じゃないか、私もそう思ひます。併し
一方又経済団体等の立場におきまして
考えて見ますといふと、余り大した
ことでもないことまでいさ／＼屈をし
なければならぬといふようなことにな
つても、非常に御迷惑なことにな
る。一方この法の目的を達する上から
しても、そこまでしないでもいいとい
うようなこともある。そうすると或る
程度にやはりこの法律の適用を受け
るのだといふことのお考え方も一つあ
ります。つきましては具体的にお尋ね
いたした方がはつきりすると思ひます
が、経済団体が選挙に關係する場合、
例へば候補者を推薦するとか、或いは
候補者にその運動費用を支給してやる
とか、そういうふうな選挙に關係する
場合、もう一つは政治団体に寄附す

る、政治資金を寄附するといふような
場合、特殊な場合だけを制限して、そ
の場合には同様にこの法律を適用する
のだといふことにするといふことも一
つの方法ではないかと思ひます。この
案で見るといふと非常に漠然としてお
ゆめすので、不安な状態に置かれる、
御迷惑が多いかと思ひます。境界をは
つきり決めるといふこともなかなか困
難な事情もありましようけれども、或
る程度にそういうふうな例で以て適用
の範囲を決めて行くといふことにした
ら如何なものでしようか、その点は御
都合……。経済団体の御都合なり御希
望なり……。

○證人(淺尾新爾君) ここに第三條に
は「目的を有するもの」とはつきり書い
てありますから、経済団体に最初か
らそういう目的はないわけではござい
ますから、だから候補者を推薦し、支持
し、又或る場合にはそういうことをす
るかも知れない、併しそれは経済団体
の元來の目的ではない。だから元々一
部そういう目的がある場合には適用は
あつても、或る特定の場合に特殊のと
きに支持し又は反対する。こういうこ
とはこの條項には入らぬ、適用は受け
ない、こういうことになれば、私はそ
れでいいと思つてあります。
○竹下豐次君 候補者を推薦する
とか、寄附するとかいふようなことは本
來の目的ではないのであります。第一
項に当たらないことは明らかであります
が、先程法制部長の説明によりまして
も、或る場合にはそれが第二項の団体
として取締りを受ける場合もある、こ
ういふことになるといふのでありま
す。或る場合といふのは選挙の度に寄
附され、候補者を立てられるならば、

その都度ということになります。その
他又例へば税制の整理の問題について
意見を發表した、それについて批評を
するといふような場合なども行われる
と考えられるのであります。そこでま
で行くといふと余程御迷惑ではないかと
思つてあります。
○證人(淺尾新爾君) 或る場合と申上
げましたのは、それが継続的にならな
いといふことが前提になつてゐること
が必要だろつと思つてあります。毎
選挙、毎選挙に必ずさういふふうな政
策を支持する人を必ずその人に選挙費
用を出すのだといふことになれば、経
済団体と雖も目的があると見られます
が、それが何も継続的にないといふこ
とになればそれは目的に全然ないこと
でありますから……。

○竹下豐次君 法制部長如何ですか、
お尋ねいたします。この立案の趣旨と
いふのは、一度立つて、やはり候補者
を推薦したりされるような場合には適
用があるといふ趣旨ではないのであり
ますか。
○委員(木内四郎君) 法律は、解釈
の問題は別問題だと思つてあります
が、勿論衆議院の解釈も参考に過ぎな
いと思つてありますけれども、衆議院
の法制部長が来ておりますから……。
○佐々木良作君 今の問題なんです
が、よろしくごさいませうか。
○委員(木内四郎君) 今途中ですけ
れど質問しておりますか。
○佐々木良作君 今の問題です。
○委員(木内四郎君) どうぞ……。
○佐々木良作君 今の問題はこれまで
の運営委員会が一番焦点になつた問題
になつておることなんです。そう
して各委員の方に誤解もあるよう

すから、もう一遍私繰返しますが、淺尾さんの言われたように、これが解釈をせられておるのなら、少しも問題はないと思うのであります。それから宮澤さんの場合にちよつと誤解があるのじやないかと思つてあります。この目的です。これは飽くまでも第一項に対するものであり、この目的というものは、殆んど廣義に解釈してゐるのであります。この解釈上解釈していいように説明しておるのであります。つまり本来の目的は労働組合の場合には当然にその労働組合員の経済的、社会的地位の向上を目的とする団体である。経済団体の場合もその本来の特別の目的があるわけであり、その本来の目的を有しない労働組合なり経済団体なりが、例えば六・三制反対というスローガンを掲げるなり、或いは大衆課税の反対というスローガンを掲げて、それとして一定の行動をする、その行動がここに掲げるところの政治行動でもない。経団連なら経団連が労働組合法の改正を必要とする、こういう運動を起される、それは当然にこの法により該当する。一番廣義に解される場合にはそういうふうな解するといふように、あの二項の解釈方法なんか説明もせられておつたのです。それは労働組合なり経済団体なり、そういうものが本来目的を有しない。本来の目的でないけれども、そういう行動をする場合に、常に第二項に該当するといふ場合には、非常にこれは行動を制約されるだけでなく、取締りの方法なり帳簿を出すとか出さんとかいうことが不可能な場合が非常にあらんじやないかということが一番懸念

の対象になつておるのであります。竹下委員の言われておるのはそこだと思つて。私共同感であります。それで問題は、実質的にはそのような労働組合或いは経済団体が、本来の目的でない、労働組合の場合ならば大衆課税反対、六・三制完全実施という要求スローガンを掲げて出しますとか、或いは、経済団体ならば、団体と言つてはおかしいですが、労働組合法改正という一定の行動をするとか、そのことを政治行動としてこれに該当するやうな恰好で取締る必要があるとかないかという實際上の問題ですね。それから仮にそういう必要があるとしても、そういう行動の仕分けをどういうようにしてするか、これは政治行動であるといひ、或いはこれは政治行動でないといひ仕分けが實際問題としてできないのじやないかという、この二つがあるのじやありません。それは竹下委員の言われたのと同じことだと思つてあります。証人からお伺ひしたいと思つてあります。

○竹下重次君 私のお話で立法の趣旨を承つておるところによると、一度でも候補者を推薦された経済団体があるとなれば、やはりこの法の取締りを受けるのみならずやれ税制整理等の問題については、こんな案を作られては困ると言つて経済団体で意見を表示される、こういう場合にも適用があるといふやうなふうに私承つておるわけであり、余り廣過ぎてお困りだろし、或る程度には適用を受けてもお困りでない場合もあるやうし、全体を通じて必要である場合もあります。特に近頃の新聞なんかを見ましても大きな団体なり商人あたりから政治資金を何百万円も出されておるやうなものを全然適用しないといふことになり、この法の目的を達成するに非常に弱く、欠陥が出て来るのではないかと、一應折衷のことを私考えて見ましたので、その点について御意見を承りたい、かように考えておるわけなんであり、労働組合の問題につきましてもやはり同じように私は考えております。

○佐々木長作君 同じです。

○證人(淺尾新甫君) 最初から「目的を有するもの」とはつきり書いてあるのですけれども、本来何が目的のたぐひなやなんですか。或る行為をしたからその目的が生れたといふやうに、そういうことはこれらの條項に入らんと私は解釈したのであります。そういう解釈であるならば私は賛成であつて、一つの行為をする、その行為をするときに大きな協会や団体の目的が生れたからこの適用がある、こういうことになつては困るといふのが私の意見であります。

○委員(木内四郎君) 近藤さんから……

○證人(近藤鐵次君) 今のお話ですが、私は商工会議所として出ておりますが、商工会議所などでは意見書、経団連には私関係しておりますが、意見書でありまして、意見書が政治運動なりや否やという問題であります。そして今淺尾さんが話されましたけれども、実は経団連にしても、それから日産協にしましても、勿論それは商工会議所にしましても、その会議所なら議所、経済団体なら経済団体の目的がはつきりしております。殊に商工会議所のごときは政治に干渉すべからずといふことを今日までは非常にやかましく言われております。政治といふものの意味がさきから非常に問題になつておりました、この法律で決められる協会或いは政治的団体、政党といふやうな解釈が私などにはよく分りません。ですが、要するに皆それ、決めておられます。狙ひは、意見として無関心ではおられないから意見を出す。併しなから政治運動ではないという主観的の考えから今日までやつております。若しこれを今お話を今からありましたけれども、つまり行政方面から見ればこれは政治運動だと若し解釈されるやうな場合には、御注意があつて然るべきだ。行政問題じやないかと思つておられますが、併しこれは偽つてやつておるのじやない。皆政治には直接干渉してはいけません。政治には政治の機関があるから、それを通してむしろ我々の念願なり希望を上申する、若しくは聞いて頂く、こういう意味でやることは大いにやつております。若し若し若し、若しこれを今度の法律によりまして、そういうことが政治運動だと解釈されるやうなことになりますと非常に迷惑でありまして、又産業の発達から行きまして非常に困ることになりますから、その点を若しこれを廣く解釈されることになるというとなつては、國の産業のために心配だと思つて、又恐らくは今淺尾さんが言われましたけれども、実際に選挙に出る方々を推薦するなどといふことはあり得ないと思つて、事實は……少くとも経団連におきまして、参議院若しくは衆議院の候補者に対して推薦するといふやうなことは事実あり得ない、又綱領にございませぬから、若しそれをやるやうな場合には会則として

成立たないことになり、できなかつたと思つて。

○門屋盛一君 今社団法人でできておる商工会議所の場合は、いろ／＼の規約もありましようが、この法律で第三條の「その他の団体」といふのは、社団法人にまでなつていないところのいろ／＼の組合とか、団体を含めていないから、それはあり得ないといふことですが、大いにあり得ると思つてあります。その場合に解釈がさうなものと、大分淺尾証人の方も、近藤証人の方も、この法の適用範囲を樂觀的に考へておるやうであります。大分影響するところが多い。商工会議所ばかりでなしに、実業界の代表では外の団体のところをお考へになつておらんと、適用されるところが非常に多いのです。例えば昨年の國會で石炭鉱業会が炭鉱國管反対運動をやる。こういう場合にも、これは直ちに適用される。又或る場合には適用した方がいかにも知れないといふやうな場合において、お考へになる場合が必要だと思つておるのです。

○竹下重次君 どうしてさう委員長もさう考へたか、この適用の範囲も委員の納得の行くために、意見を承りたいと思つて、休憩して午後には又お聞きになつては如何でしょうか。

○委員(木内四郎君) それでは午前はこの程度で休憩いたしまして、午後一時からこの會議を引續いて開きます。証人の方は御迷惑もお願ひいたします。

午後零時五十分休憩

午後一時十四分開会

○委員(木内四郎君) それでは午前

かいうことが不可能な場合が非常にあるんじゃないかということが一番懸念

しても大きな団体なり商人あたりから政治資金を何百万円も出されておるよ

議所のごときは政治に干渉すべからずといふことを今日までは非常にやかま

し、又綱領にございせんから、若しそれをやるような場合には会則として

午後（時十四分開会）
○委員長（木内四郎君） それでは午前

に引続いて会議を開きます。

○竹下豊次君 午前中の委員会におきまして、証人各位の証人としての御証言は大体承わることができたと思ひますので、委員会はこれでお閉じになりまして、懇談会に入つて、又ゆつくり細かい点についても伺ひすることができたらどうかと思ひます。如何なものでしようか、お諮り願ひします。

○委員長（木内四郎君） 竹下君の御意見、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（木内四郎君） 御異議ないものと認めます。証人各位におかれましては、公私極めて御多忙の折柄にも拘わらず、長時間に亘りまして有益な御意見を御開陳頂きまして誠に感謝に堪えません。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。証人各位から御意見を伺うのはこの程度にいたしまして、証人の御喚問の目的は達したのであります。各界の権威者の方々が御集まりになつておられますので、委員会はこの程度にして閉じまして、証人各位との御懇談をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは委員会はこれを以て閉じます。

午後一時十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 木内 四郎君
理事 藤井 新一君
河井 彌八君
竹下 豊次君

委員 天田 勝正君
島 清君
塚本 重蔵君
松本治一郎君

事務局側

参事（法制部長） 川上 和吉君

参事（法制部長） 三浦 義男君

証人

日本郵船株式會社社長 淺尾 新南君

東京商工会議所副会頭 近藤 鏡次君

早稲田大学教授 吉村 正君

日本教員組合法制部長 江口 泰助君

日本労働組合総同盟副会長 重盛 壽治君

東京大学教授 宮澤 俊義君

昭和二十三年六月五日印刷

昭和二十三年六月七日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局